

令和2年度第1回沖縄県手話施策推進協議会 議事録

日時 令和2年11月24日（火）14:00～16:30

場所 沖縄県総合福祉センター西棟4階 402 研修室

出席者

(1) 委員

野原 龍信	一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会会長
本田 一郎	沖縄聴覚障害者情報センター施設長
真栄城 守信	沖縄県聴覚障害児を持つ親の会会長
石川 陽子	沖縄県手話通訳問題研究会会長
佐和田 由紀子	三町村合同手話サークル三手の会聴覚障害者役員
松元 通彦	那覇市福祉部障がい福祉課課長
津島 美智子	宜野湾市福祉推進部障がい福祉課課長
山城 勝美	沖縄県小学校長会総務部長
北村 敢	一般社団法人 campus 代表理事

(2) 事務局

子ども生活福祉部障害福祉課

宮里 健（課長）、小渡 順子（地域生活支援班長）、屋比久 愛美（主任）

(3) 関係課

教育庁

県立学校教育課

我如古 昭子（特別支援教育室指導主事）

知事公室

広報課

嘉数 早苗（広報広聴班 班長）

<議事録>

1 委嘱状の交付

司会（小渡班長）：

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、協議会を開催していきたく思います。

本日はお忙しい中、この協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めます、県障害福祉課地域生活支援班長の小渡と申します。よろしく申し上げます。

まずはじめに、事前に皆様に送付しました本日の協議会資料を確認させていただきたいと思います。1枚紙の「会次第」「委員名簿」について、本日、差替がありまして、机の方に準備させていただきました。ご確認をお願いします。本日の協議会資料としまして、「資料1」、「資料2」、参考資料として「参考1」をそれぞれ

れホチキス綴じで配布しております。また本日、追加の資料としまして、「令和元年度実績」、「手で話そう運動」、「安里委員提出資料」それぞれ1枚ずつの合計3枚追加でお配りしておりますが、お手元にございますでしょうか。このほか、本年度の事業で作成しましたA4サイズ、A5サイズの普及啓発パンフレットと、クリアファイルがお手元にあるかと思えます。不足等がもしございましたら、事務局までお申し付け下さい。よろしいでしょうか。

では、お配りしている会次第に沿って、本日の会議を進めさせていただきます。

司会（小渡班長）：

まずはじめに、協議会開催に先立ちまして、本協議会新委員へ委嘱状の交付を行いたいと思えます。新委員につきましては、人事異動等に伴い、協議会委員に欠員が生じたことから、後任の委員を補充させていただくものでございます。

委嘱につきましては、知事に代わりまして、宮平子ども福祉統括監から委嘱状を交付させていただきます。別紙委員名簿の順番に沿ってお名前をお呼びしますので、お手数ですが、前の方までお進みください。なお、委嘱状につきましては、交付の際、敬称は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。それでは早速、委嘱状の交付を行います。

本田一郎様。

宮平子ども福祉統括監：

本田一郎。

沖縄県手話言語条例第8条の規定により沖縄県手話施策推進協議会委員を委嘱する。

任期は令和2年12月24日までとする。

令和2年11月24日、沖縄県知事、玉城康裕。

よろしく申し上げます。

司会（小渡班長）：

津島美智子様。

宮平子ども福祉統括監：

津島美智子。

以下同文でございます。よろしく申し上げます。

司会（小渡班長）：

山城勝美様。

宮平子ども福祉統括監：

山城勝美。

以下同文でございます。よろしく申し上げます。

司会（小渡班長）：

沖縄ろう学校校長の安里様は、本日所用により欠席でございますので、後日委嘱状を交付したいと思えます。

また、本協議会の会長については、全真謝会長の後任である本田委員に在任期間中は担っていただきたいと考えておりますが、ご異議ありませんでしょうか。

では、本田様よろしくおねがいたします。

2 諮問書の交付

司会（小渡班長）：

つづきまして、諮問書の交付にうつりたいと思います。

沖縄県手話言語条例第8条第1項の規定に基づき、沖縄県知事から、「沖縄県手話推進計画（素案）について」諮問します。知事に代わりまして、宮平子ども福祉統括監から諮問書を交付させていただきます。交付にあたって、宮平子ども福祉統括監からあいさつがございますので、よろしくお願ひします。

宮平子ども福祉統括監：

みなさま、こんにちは。ただいま紹介いただきました、沖縄県子ども生活福祉部子ども福祉統括監の宮平と申します。よろしくお願ひいたします。

第2期沖縄県手話推進計画（素案）の諮問にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、生活において様々な影響を受けている中で、協議会にお集まりいただき、ありがとうございます。感謝申し上げます。

また、皆様方には、日頃から聴覚障害者福祉施策の推進に向けて、福祉・教育をはじめ、様々な分野において多大な貢献をされていることに対して、深く感謝を申し上げます。

県では、平成30年3月に沖縄県手話推進計画を策定しました。計画期間である平成30年度から令和2年度にかけて、この計画に基づきまして、手話の普及に関する施策に取り組んでまいりました。

この協議会では、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「第2期沖縄県手話推進計画」の策定に関する事項について、調査審議していただくこととしております。

この後、手話推進計画の素案について、本協議会の意見を求める諮問書を交付させていただきます。委員の皆様におかれましては、条例の目的であります「ろう者とうろ者以外の者が共生することのできる地域社会の実現」のために、それぞれの立場から忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願いいたします。

引き続き、本県の障害福祉施策及び手話の普及に関する施策の推進において、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

それでは、諮問書の交付をさせていただきますと思います。

司会（小渡班長）：

統括監、ありがとうございました。

それでは、諮問書を交付しますので、本田会長は前の方へお進みください。

宮平子ども福祉統括監：

沖縄県諮問子第12号。沖縄県手話施策推進協議会。沖縄県手話推進計画（素案）について（諮問）。沖縄県手話言語条例（平成28年沖縄県条例第19条）第8条第1項の規定により、別添の沖縄県手話推進計画（素案）について、貴協議会の意見を求めます。令和2年11月19日。沖縄県知事、玉城康裕。

司会（小渡班長）：

ありがとうございました。それでは協議会を開催していきたいと思います。
なお、宮平子ども福祉統括監は別用務のため、ここで退席しますので、ご了承をお願いいたします。

3 協議会（議事）

司会（小渡班長）：

はじめに、本協議会の開催要件としまして、沖縄県手話施策推進協議会規則第3条第2項の規定により、委員の過半数の出席が必要でございます。本日は、委員13名のうち8名が出席しておりますので、定足数を満たしていることを報告します。

会議を始める前に、初めての方もいらっしゃいますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。先に事務局から自己紹介をさせていただきます。

事務局（宮里課長）：

みなさん、こんにちは。今日は、お忙しい中ありがとうございます。今年4月から沖縄県障害福祉課長を拝命いたしました。宮里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（屋比久）：

みなさん、こんにちは。同じく障害福祉課の屋比久と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（広報課）：

こんにちは。沖縄県広報課から嘉数と申します。県政情報の手話での発信というところを担っております。よろしくお願いいたします。

事務局（県立学校教育課）：

こんにちは。教育庁県立学教教育課特別支援教育室の我如古と申します。よろしくお願いいたします。

本田一郎会長：

みなさん、こんにちは。一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会の中にある沖縄聴覚障害者情報センターの施設長をしております本田と申します。よろしくお願いいたします。

野原龍信委員：

こんにちは。一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会の会長をしております野原と申します。よろしくお願いいたします。

佐和田由紀子委員：

三手の会という手話サークルの代表者として参加をしております、佐和田由紀子と申します。よろしくお願いいたします。

真栄城守信委員：

皆様、こんにちは。沖縄県聴覚障害児を持つ親の会会長を務めております真栄城といたします。よろしくお願いいたします。

石川陽子委員：

みなさん、こんにちは、沖縄県手話通訳問題研究会の会長をしております、石川と申します。よろしくお願いいたします。今日は、手話通訳問題研究会の代表として参加しておりますが、沖縄ろう学校に勤めているところもありまして、両方の知見から意見が述べられたらと思っております。よろしくお願いいたします。

津島美智子委員：

皆様、こんにちは。宜野湾市障がい福祉課の津島といたします。私、去年、障がい福祉課に異動して参りましたので、まだ勉強の途中ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

山城勝美委員：

こんにちは。浜川小学校という北谷にある学校の校長をしております、山城勝美といたします。本日は、沖縄県の小学校校長会の総務部長として参りました。きっと、学校でどういうふうに周知、それから、子ども達と関わっていくのかというところで、とても大きな意義のあるお仕事をいただいたなと思っております。よろしくお願いいたします。

松元通彦委員：

はいさい。こんにちは。那覇市障がい福祉課から来ました松元といたします。よろしくお願いいたします。

北村敢委員：

こんにちは。北村と申します。前回に引き続き担っていきたいと思います。すみません、遅れましたが、よろしくお願いいたします。

司会（小渡班長）：

みなさん、どうもありがとうございました。

では、会議を進めるにあたって、各委員に御協力をお願い申し上げます。各委員におかれましては、発言していただく際、挙手をしていただき、事務局からマイクをお渡しますので、お名前を名乗ってからご発言ください。それから、発言が早口にならないようお願いします。

手話でご発言される場合は、議場に配置された手話通訳者に向かって、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、本日は、感染防止のため、マスク着用のまま発言をしていただきますようお願いいたします。

それでは、これからの進行については、本田会長をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本田会長：

始める前に、皆様にご理解いただきたいことがあります。私は、手話の方で表現をいたします。読み取り通訳が、こちらの方におります。手話の表情を読むために、マスクなしでお話しさせていただくことがあります。みなさん、ご理解ください。よろしく願いいたします。

県の子ども福祉統括監の宮平さまから先ほど説明がありましたとおり、会次第に沿って進めたいと思います。皆様、ご意見ありましたら、積極的にご発言をお願いいたします。

本日の協議については、公開となります。みなさん、ご理解いただけますでしょうか。ホームページの方で公開したりということになります。よろしいでしょうか。ご承認いただきましたということで。ありがとうございます。

沖縄県手話推進計画、この素案につきまして、協議したいと思います。まず意見がございましたら、挙手の方お願いいたします。

失礼いたしました。まず、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（屋比久）：

はい、すみません、事務局に代わります。

まず、先ほど修正してお配りいたしました会次第の協議会議事、(1)現行沖縄県手話推進計画の進捗について、事務局の方から説明させていただきたいと思います。

まず、お手元の参考資料「参考1」の方ですね、9ページをお開きください。

令和元年度手話の普及推進委託事業で行った事業について、説明させていただきたいと思います。この事業の期間が、令和元年8月から令和2年3月まで実施しました。実施内容といたしましては、(1)普及啓発用印刷物等の作成及び配布を行いました。皆様のお手元にありますパンフレットですとか、リーフレットというものを、公的機関、例えば県庁各課、出先機関でしたり、市町村、県内小中学校、高等学校等。また、民間機関にですね、PRイベントの実施を行った商業施設ですとか、テレビ局、新聞社、また、手話出前講座を開催したのですが、そちらを受講された企業の方にもお配りしています。

次に移ります。各種メディアを活用した広報・啓発です。テレビやラジオ、新聞、バス広告、モノレール広告、また、WEB関連ですと特設サイトの開設したりですとか、YouTube 広告、Facebook 広告、Yahoo! 広告などで広報を進めてまいりました。

また、(3)PRイベントの実施として、例えば、令和元年12月14日にはイオン南風原店でPRイベントを開催いたしました。内容としては、手話劇を行っている劇団アラマンダさんによる劇、またトークショーですとか、県のオリジナル楽曲である「手で話そう」を歌ってらっしゃるソルナさんの手話ソングライブですとか、フロア企画として、指文字のスタンプを子どもたちに自分のお名前を押していただいたり、また聞こえない体験としてイヤーマフを装着していただいて、聞こえない方々の体験をしていただいたり、また手話のジェスチャーゲームをしたりですとか、そういったもので、フロア企画が盛り上がったと聞いております。

その他、石垣市、宮古島市の方でもイベントにおいてブースを設置して、手話の普及に努めてまいりました。

(4)です。キャラバンという風にあります。子どもたちの手話への関心を高めるために、オリジナル楽曲「手で話そう」のダンスDVDを小学校にお渡しして、先に練習していただきました。キャラバン当日に、「手で話そう」を歌ってらっしゃるソルナさんですとか、大屋あゆみさん、その他、よしもと沖縄の芸人さんが協力してくださった小学校に出向いて、児童と一緒に「手で話そう」を踊るという企

画を実施しました。さらに、PRイベント実施の日には、協力いただいた小学校の児童に、ステージに上がっていただいて、一緒に踊るといったようなイベントも実施いたしました。

次に(5)になります。10ページです。県内企業での手話出前講座ということで、前年度は、参加企業3箇所を実施しております。本島1箇所、石垣市1箇所、宮古島市1箇所を実施しております。2箇所はホテル業をされている企業で、1箇所は診療所の方へ出向いて、出前講座を実施しました。診療所での実施は初めてになりまして、今後も様々な業種の方々にご参加いただきたいと思いますと考えております。

次に11ページに移ります。令和2年度の取組、今年度の取組について説明させていただきます。まずは、今年度同様、パンフレットの配布を行いたいと考えております。

次に、(2)。11月からFM沖縄のゴールデンアワーという番組の中で、毎週水曜日、5分間のコーナーを開始いたしました。多くの方が聞いてらっしゃる番組ですので、多くの方に興味を持っていただけたらと考えております。沖縄聴覚障害者情報センターの職員の方ですとか、ソルナさん、大屋あゆみさん等にご出演いただく予定となっております。パーソナリティの方にも手話を覚えていただいて、Facebookでその動画を配信して、連動して普及を進めているところです。

ラジオ内において、今年度の取組であります(3)のハッシュタグリレー、手話チャレンジというものを紹介しております。こちらは、簡単な手話表現とかというのを広められるように、動画で撮影して、Facebookをされている方々にリレーして、どんどん実践していただくというような内容となっております。すでに企画自体は開始していて、リレーも繋がっていると委託先の方から確認しております。

FacebookやInstagram、またTwitterなどでも実施しておりますので、ぜひご参加いただきたいなと思いますし、こういった取組をしているということを広めていただいて、ご協力いただけたらと思います。追加資料で配付しています、カラーの両面印刷の資料があるんですけども、こちらが特設ページでハッシュタグリレーを紹介しているものになります。特設サイトの方も運営しておりますので、皆様、ぜひ一度ホームページをご確認いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

(4)です。例年、出前講座として実施している県民向け手話講座なんですけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度はオンラインでの手話講座を予定しております。県内の企業の方に参加募集をしております。希望のある企業の方で講座を実施できればと考えていて、企画をしているところです。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの実施企画が多いです。新たな試みにはなるんですけども、広く普及するという意味合いで、インターネットですとか、SNSというものを活用して、また新たな普及方法を検討していけたらと思っております。

次に、追加資料の令和元年度実績とあります、こちらの資料を使って令和元年度を取組を説明させていただきたいと思っております。

手話推進計画の「2 手話を使用しやすい環境づくり」であったり、数値目標に関連する部分になります。

まず、一番上の登録手話通訳者数になります。こちらについては、令和元年度は86名の方が登録していただいておりまして、目標値は113名ではあるんですが、徐々に増加傾向にはあります。まだ達していない状況にあるということです。

次に、手話通訳者養成研修修了者数についてです。こちらは、令和2年度の目標値が28名となっておりますが、令和元年度実績の時点で37名と、目標自体は達成することができました。手話通訳者養成研修は、18ヶ月から21ヶ月の講座期間が

ありまして、これまで2年周期で講座を開講していましたが、平成30年度からは、手話通訳者数の増加に向け、これまで2年周期で実施していた養成講座を2コース作りまして、毎年開講できるようにいたしました。それによって、手話通訳者養成研修修了者数の増加に繋がっているものと考えております。

次に、手話通訳士ステップアップ研修、それから、手話通訳者現任研修の受講者数についてになりますが、こちらは、前回計画策定時よりも減となっている状況があります。理由といたしましては、まず、手話通訳士養成ステップアップ研修についてなんですが、こちらは平成29年度までは、手話奉仕員ですとか、様々な方のご参加も認めていたところなんですけれども、平成30年度以降は、手話通訳者ですとか、手話奉仕員、様々な方のレベルのばらつきを避けるために、手話通訳士を目指す方のみを対象とさせていただきました。研修の質を確保するために、そのような判断をさせていただいたんですけれども、それによって人数が増えていない状況があります。また、現任研修の方についてですが、単純に講義だけでなく実技等も行っているというところで、定員数を大幅に増やしたりということが難しいカリキュラムもあったりするので、そういったところで、なかなか目標値に届かなかったという状況があります。今後は、目標値を達成しながら手話通訳者のスキルアップ、または質の向上などを目指すためにも、カリキュラムの内容ですとか研修の持ち方については、委託先である沖聴協ですとか、情報センターと検討していきたいと考えております。

以上が、現在の沖縄県手話推進計画の進捗状況になります。事務局からの説明は以上です。

本田会長：

今、担当の方から説明がございました令和元年度手話普及の実績報告と、令和2年度のプラン等の計画と、令和元年度の実績報告がありました。それに関して、みなさんの意見、ご質問等がありましたら、よろしくをお願いします。

本田会長：

北村委員、お願いします。

北村委員：

北村です。質問なんですが、やりました実績はたくさんでたかなと思うんですが、当事者団体の方々、当事者の方に聞きたいんですが、結局、この手話推進協議会の計画に基づいて、何か生活というところで、「実感できる」、「変わった」というのであったり、声があがったりしますか。

数値化しにくい部分というのはあると思うんですが、その面の生の声を聞きたいなと思ってる質問です。

本田会長：

今、北村委員から質問がありましたことに対して、野原委員、佐和田委員の方でいかがですか。

佐和田委員：

佐和田です。ちょっと聞いていないですね、そのあたりは。私の方では、情報が入ってきていないです。

本田会長：

野原委員の方ではどうですか。

野原委員：

野原です。同じように、当事者からの意見は特に聞いていないです。県の方に、そういう当事者からの声があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

本田会長：

事務局、よろしく申し上げます。

事務局（屋比久）：

はい、事務局です。当事者から直接ということで、声というのは担当に連絡がきたりというのは確認できていないんですけども、イベントの中でアンケートを実施しております。その中では、主に聴者の方々にご参加いただいたかと思うんですけども、手話が言語というところも知らなかったという声ですとか、聴覚障害者がどういったところでご苦労されているのか、不便に思ってるのか分かっていなかったという声がありまして、こういったイベント等、色々な催し物を通して、どういった配慮をした方がいいのか、例えば、あいさつだけでも手話でできるようにしたいですとか、そういったお声をいただいております。

本田会長：

北村委員、よろしいでしょうか。

北村委員：

ありがとうございます。数値化しにくい部分で、例えば、手話通訳が予定と合わずに断られた経験が今まであったけど、手話言語条例ができてから断られなくなったとか、ろう者の方々の生活が何か変わったという実績報告あがれば、もうちょっと意味のあるものにはなってくるのかなと思うんですが、そのもちろん、足りない部分というのはもちろんあると思うんですが、なかなかこれが浸透してるのかと疑問に思ってきたここ数年だったので、すいません、ちょっとお聞きしました。ありがとうございます。

本田会長：

ありがとうございます。手話に対して色々と、良い意見でした。他に質問はありますか。

佐和田委員：

三手の会の佐和田と申します。よろしく申し上げます。イベント、色々と小学校に行ったりですとかあると思うんですが、当事者である私の方まではそれがなかなか入ってこないんですが、中部のあたりではそういうのやっているんですか。中部以南の南部辺りは、情報が入ってくると思うんですが、中部以北の中部とか北部には、なかなかそういった情報が入ってきません。

大屋さんに関するイベントはどういう方法で開催してるのか。中部、北部の方ではなかなか情報が得られないので、そのあたりはどういう風に県として進めているのか。PRとか、あとFM沖縄とかラジオでやっているのは、今説明いただいたんですが、それがなんなのかがはっきり分らないです、詳しく。市町村の役場の広

報とかでそういうようなラジオとかでもやっているよとか、色んな情報伝達、情報を広める方法をやっていただきたいなと思います。

F M沖縄の情報というのは、聞こえる人たちは色々と持っているようなんですけども、聞こえない私たちには全く情報がなくて知らなくて、突然、肩を叩かれて、F M沖縄でやってるのよというのを言われて、初めて知ったような状況なんですね。聴覚障害者は何も知らない状況で、何も言えないということが起きてますので、役所の方に色々言っただいて、役所の方でも聞こえる人と聞こえない人のコミュニケーションがなかなか取れない状況が起こっています。私は、手話サークルの方で、聴者の方に呼ばれて、このようなイベントがあるということを、聞こえる人から手話を教えてほしいということ言われて、ただ主催がどこでやっているのかが分からないということがありまして、私が頼まれたからと言って、そこに言って手話を教えることができません。例えば、私たちに、読谷村役場の方から依頼が来るわけでもないですし、情報センターの方に依頼があって、情報センターから私たちの方にどうかという打診があれば、そういう風に教えることもできます。読谷の役場の福祉課の方でも、情報が少ないみたいなんですね。きちんとした情報が平等に行き渡ってないという状況があると思います。私は、手話を教えて欲しいというように言われてますけど、三手の会の担当ではないとか、北谷、嘉手納、読谷の方でやってるこの三手の会は手話を広めたいというのが目的なんですね。手話言語条例というのは、学校の方でやってるかと思うんですけど、学校の方に行ったら私たちが教えるのは難しいことがあります。そのあたりどうしたらいいのか悩んでいるところです。活動とか情報を、平等に県民全体に行き渡るようにしていただきたいかなと思います。

本田会長：

分かりました。今、佐和田委員の方からありました、手話の普及に地域で格差があるということ、聴覚障害者と健聴者の間のコミュニケーションの格差とかですね、それに対して、事務局の方から回答をお願いします。

事務局（屋比久）：

事務局です。1点確認させてください。県の方で取り組んでいる手話のイベントに関する情報が全体に行き渡っていないのではないかとということによろしいですか。

佐和田委員：

佐和田です。はい、そうです。

事務局（屋比久）：

ありがとうございます。事務局から回答させていただきます。イベントの広報というのは、令和元年度に関しては、モノレール広告の方で、手話のイベントの方を周知したところと、特設ページの方で、こういったイベントがありますということを発信しておりました。

確かに、市町村に対してイベントを行いますということは、すみません、県の方からは行っていなかったということもありまして、周知不足だったところもあったかと思います。申し訳ありませんでした。今後、市町村の方にもイベントですとか、皆様にご参加いただけるような内容のイベントですとか、普及に関する取組を

行う場合には、市町村のご協力もいただけるよう、周知文ですとか、案内文の方を発送できるよう、検討していきたいと思えます。

本田会長：

佐和田委員、よろしいでしょうか。次に、真栄城委員です。どうぞ。

真栄城委員：

親の会の真栄城です。今、ご説明があった各種メディアを活用した広報啓発に関してですけれども、まず最初に、今日出席されている委員の方で、ア、イ、ウ、エ、オと全てありますけれども、全てご存じですか。委員の方で、全て知っているという方、挙手をお願いしてもいいですか。テレビ、ラジオ、新聞、バス、モノレール、WEBサイト。

手が挙がらないということは、全て知っている方は委員の中にもいらっしゃるということで理解してもよろしいでしょうか。

実は、私もですね、新聞も両紙取ってますので、常に2つ新聞読んでいるんですけども、5回も見たかなという記憶がなくて、テレビ、ラジオはあまり見ないので入ってきません。バス、モノレール利用しているんですけども、そこでも見たという記憶がそんなになくて、WEB関連、初めて知りました。申し訳ない。親の会を努めて、色んな情報が入ってくるんですけども、会員の方からも、この情報というのは今回初めて目にして、県の担当の方というのは、どうでしょう、この費用対効果というのは、宣伝、広報啓発してる効果は表れてると思ってますか。どうでしょう。

事務局（屋比久）：

はい、事務局から回答いたします。確かに、皆様のお声にもあるように、周知不足のあるかなと思えます。ただ、一方で一般の方々から、新聞広告を見ました、パンフットをいただきたいです、というようなお問い合わせをいただくこともあります。ですので、見てくださっている方々も中にはいらっしゃるのかなというように思っております。

真栄城委員：

真栄城です。先ほどもありました、各市町村の自治体が広報誌をやっていると思えます。各自治体の協力というのは得られてるんですか。この広報誌に載せてというのは。

事務局（屋比久）：

県主催のイベントになりますので、各自治体の広報誌に載せていただくということが可能なかどうか、すみません、私のところで把握できていないんですけども、載せていただきたいということで周知を行ったというのは、今のところありません。

石川委員：

沖縄県手話通訳問題研究会の石川です。今の件に関して、私たち委員もやることが分かっていないところがあって、事後報告みたいな形になっているんですけども、もう少しうまく私たちを活用していただけたらと思えます。前もって、こういうことがありますよというチラシを委員に送っていただければ、それぞれ私たち会

員、離島も含めて125人います。沖聴協も会員が100名近くいます。それぞれの団体が、会員とか所属しているところ、小学校にも周知することができると思うので、まず先に情報下ろしていただいたら、私たちに関係する団体がまた会員等に広めていけば、もっと広まるんじゃないかと。手話に関係する人たちが知らなくて、特に当事者が。一般の方々に広めるのが目的ではあるんですけど、それは、聞こえない人が一緒に取り組むということで、意義があると思うので、聞こえない人たちにもう少し情報が広がるようにするには、もう少し委員もうまく利用していただけたらなと思います。そしたらもっと広まるのではないかなと思ってますので、よろしくをお願いします。

事務局（屋比久）：

ありがとうございます。今、石川委員からおっしゃっていただいたように、確かに、委員の皆様のご協力をいただくことで当事者の方々ですとか、手話通訳者の方々ですとか、手話に関連するの方々に対しても周知が可能になるのかなと思いましたが、その方法については、県としてもご協力いただいて、ぜひ多くの方に広める方法というのを考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

本田会長：

本田です。みなさん、色々ご意見いただきました。地域に広めるということで、まだまだ足りない面があるということ、それと、今までは事後報告ということになっていた例がたくさんあったと思いますので、終わったということではなくて、事前に情報提供して、情報発信をするというように、今後は県としても、そのような方法で運用していただきたいことで、みなさんのご承認いただけたと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

本田会長：

ありがとうございました。続きまして、沖縄県手話推進計画について事務局の方から説明をいただきます。

事務局（屋比久）：

はい。会次第の(2)手話推進計画の素案について、事務局から説明させていただきます。

まずは、目次で全体の項目を説明させていただいて、次に各章の内容について説明を行っていききたいと思えます。素案の方、お手元にありますでしょうか。

そちらを開いていただきまして、目次の方をご確認をお願いします。まず、第1章に計画全体をまとめた総論を掲載しております。計画策定の趣旨・背景、計画の位置づけ、計画の期間ですね。そういったものを記載しております。

次に、第2章に、本県の手話を取り巻く現状ということで、聴覚障害者の数、手話通訳者の数、ろう学校に在籍する幼児・児童・生徒数、また、手話を使い生活を営むろう者の数などを記載しております。

第3章では、計画の基本的な考え方を示し、第4章で、第3章の考え方を踏まえた施策展開を掲載しております。

第5章では、本計画の数値目標を掲載しております。

第6章は、第4章の施策展開を一覧にした、各施策の取組工程を掲載しております。

最後に、第7章では、本計画に関連する資料を掲載しております。手話言語条例や、計画の策定経過等ですね。策定経過については、第2期の計画の内容に今後更新したいと考えております。最後に用語解説も載せております。

以上が、本計画の全体的な構成となります。現行計画から、大枠の変更はありません。

続いて、第1章からその内容を説明したいと思います。

全体を一度説明させていただいてから、計画に関するご意見ですとか、ご提案等々いただけたらと思います。まずは一度、計画について全て説明させていただきたいと思います。

まず、第1章、総論の方になります。ページ数は1ページになります。「1 計画策定の趣旨・背景」についてです。変更点の赤字部分の方を説明させていただきます。現行の計画の取組に関しても、記載を加えております。引き続き、第2期計画においても「ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指す」というふうにしております。

次に、計画の位置づけについてです。特に変更点はございませんので、割愛させていただきます。

次に3番です。2ページをお願いします。こちら赤字の部分ですね。令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間として考えております。

次に2章に移ります。ページ数は3ページになります。本県の手話を取り巻く現状です。「1 聴覚障害者の数」になります。平成29年度が8,118名、平成30年度が8,352名、令和元年度が8,232名となっております。聴覚障害者数の傾向として、聴覚障害者数の傾向として、平成30年度の対前年度比増加率が2.9%、令和元年度は-1.4%となっており、少し増減しているような状況にあります。

次に、「2 手話通訳者の数」についてです。県では、沖縄県聴覚障害者協会に委託をしております。手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員などの意思疎通支援者を養成しております。手話通訳者養成研修を修了し、登録試験に合格された方は、県または市町村に手話通訳者として登録され、地域で手話通訳の活動を行うことができます。登録試験は、全国手話研修センターが主催する「手話通訳者全国統一試験」を採用しております。難関試験となっておりますが、登録者数は徐々に増えている状況となっております。平成29年度は79名、平成30年度が81名、令和元年度が86名の方が、手話通訳者として登録をいただいている状況です。

次に「3 沖縄ろう学校における在籍幼児・児童・生徒数」になります。ろう学校は、県内唯一の聴覚障害児等を対象とした特別支援学校であり、聴覚障害教育の拠点として、豊かな表現力、コミュニケーション能力の育成に取り組んでおります。生徒数の推移ですね。平成29年度が49名、平成30年度が48名、令和元年度が44名となっております。生徒数の推移としては、過去3年間で少し減っているような状況にあります。

次に4ページになります。手話を使い生活を営むろう者の数になります。第2期計画の策定にあたり、現在調査中となっております。調査は、県内全市町村に対し、手話を使い生活を営むろう者の数の抽出を依頼し、該当者数を把握するものになります。

次に、第3章に入りたいと思います。ページ数は6ページになります。「1 基本理念」については、変更点はありません。

「2 施策推進の基本方針」についてですが、こちらにも大きな変更はありません。手話を普及するには、聴覚障害者に対する理解促進も必要であると考えております。手話が必要な方もいますし、盲ろう者もいますし、色んなコミュニケーション方法があると思います。その実態も含めた基本方針としております。以上が第3章の計画の基本的な考え方となります。

次に7ページ、第4章の施策展開について説明させていただきます。まず、「1 手話や聴覚障害者に対する理解促進」の部分です。第4章「施策展開」として、先ほど、基本方針として説明しました「手話や聴覚障害者に対する理解促進」を図るための具体的な取組を説明していきます。これまでの取組や、変更点について主に説明したいと思います。

まず、「(1)県民が、手話や聴覚障害者等に対する理解を深め、役割を十分に果たすことができるよう啓発を図るとともに、手話を普及する取組の推進に努めます。」とあります①についてです。こちらは、参考資料の7ページもあわせてご確認くださいでしょうか。毎月第3水曜日の手話推進の日に、県のホームページを更新しております。その際に、手話画像ですとか、動画の掲載先である沖縄聴覚障害者情報センターのページに飛ぶように設定しております。多くの方に見ていただくために、今年度の10月からは、ソルナさんにも出演をいただいて、クイズ形式の動画ですとか、見ている方も一緒に実践しやすい動画になるよう工夫しております。

素案の8ページの②、③については、先ほど取組内容等をご報告させていただきました。今後も継続したいと考えておりますので、特に変更等はありません。

④の「県職員に対する手話の研修」についてですが、こちらは、新採用研修等の研修時に、手話の挨拶を紹介したりですとか、職員で手話を学習する場を設けたりという取組を行っているところです。今後は、多くの県職員に手話に触れてもらう機会を作るために、動画を作成したいと考えております。県庁内のホームページで閲覧できるようにして、様々な職員向け研修の中でも使用してもらえよう工夫が必要であると考えているので、「動画の配信」という文言を追加いたしました。

次に、10ページ。「2 手話を使用しやすい環境づくり」についてです。(1)の①についてですが、先ほども少し説明させていただきましたとおり、手話通訳者の養成は、コースを増やすなどしており、養成研修修了者が確保できるよう取り組んでいるところです。11ページに、県聴覚障害者等施策関係事業実施状況を掲載しておりますので、ご確認くださいと思います。

次に12ページになります。②手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備についてです。(3)の赤字の部分です。「遠隔手話サービスの運営」を追加しております。コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度から遠隔手話サービスシステムの運用を開始しております。今後は、感染症の感染防止だけではなくて、災害時ですとか、離島地域の手話通訳者の確保が難しい地域においても、意思疎通支援が実施できるよう、遠隔手話サービスの運営を行いたいと考えております。離島地域でも、ご活用いただける方法を考えていきたいと思っております。

次に、14ページです。②手話による県政情報の発信についてです。こちらは、赤字の方、知事会見への手話通訳者の配置を追加しております。こちらにも令和2年度から開始しております。今後は、聴覚障害者への情報保障のため、継続していきたいと考えております。以上が第4章「計画の基本的な考え方」となります。

次に、15ページ、第5章の数値目標について説明させていただきます。まず、登録手話通訳者数についてですが、令和5年度が113名を目標にしたいと考えております。目標値の考え方としまして、手話通訳者全国統一試験合格率を20%まで引き上げ、令和5年度末時点で、113名の登録を目標としたいと考えております。

こちら参考に括弧書きで記入しておりますが、沖縄県の過去3年間の試験合格率平均が9.49%となっております。令和元年度の全国の試験合格率は、20.04%となっております。

次に、手話通訳者養成研修修了者数についてです。こちらは、現行の沖縄県手話推進計画の目標値を達成していることもあり、令和5年度は50名を目標値として設定したいと考えております。目標値の考え方としまして、登録手話通訳者数目標値の113名を達成するために、毎年50人の新規修了者の輩出を目標としたいと考えております。

手話通訳士養成ステップアップ研修については、令和5年度は45名を目標値として設定したいと考えております。手話通訳士資格を取得を推進するため、登録手話通訳者の40%が受講できるよう研修の受講促進を図ってまいりたいと考えております。

手話通訳者現任研修受講者数については、令和5年度末時点で、79名の方が受講していただけるようにしたいと考えております。手話通訳者のスキルアップを図るために、登録手話通訳者の70%が受講できるよう、研修の受講促進を図ってまいりたいと考えております。

数値目標についてですが、先ほど、実績報告でも説明しましたように、現行計画の目標値を達成できていない状況があります。これまで、目標値の達成に向け、現行計画に基づき、養成研修のコース数増、各研修の実施に取り組んでまいりました。全国統一試験の合格率を上げるために、養成研修修了者に対し、試験対策の講座を実施することにも取り組んでおり、少しずつではありますが、効果も見えてきているものと考えております。そのため、現行計画の目標値に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上が、第5章「数値目標」となります。

第6章、16ページ、17ページになります。こちらは、各施策の取組工程となっております。第4章での取組を一覧にまとめたものになります。令和3年度から、令和5年度の取組を一覧にしております。

次に18ページ。第7章以降は、資料編となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上が、第2期沖縄県手話推進計画の素案になります。事務局説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

本田会長：

今、事務局の方から推進計画の2期の素案について、令和3年度から5年度までの報告をいただきました。これに対して、質問何かございますか。

山城委員：

山城です。15ページの数値目標なんですけど、すみません、これまでのことがよく分からないので、素朴なことを質問してもいいですかね。令和5年の113人とか目標とすべき数値がありますよね。これは、この数値というのは何らかを基準にして出した数字だろうとは思いますが、これは、この数字が必要ですか。それとも、最初に数値を上げているから、この数字にプラス27人にしよう、プラス13人にしようということを決めていますか。

本田会長：

事務局、お願いします。

事務局（屋比久）：

はい、事務局から説明させていただきます。こちらは、手話登録者数の考え方についてなんですけれども、前回実施しましたアンケート調査をもとに、手話を使い生活を営むろう者の派遣通訳者の利用希望日数を推計して、113名必要ではないかということで割り出している数字になります。

平成28年度時点でのアンケート調査での、登録手話通訳者の必要数が確保できていない状況にありますので、引き続き、令和2年度もこの数値目標に取り組んでまいりたいという考え方になります。以上になります。

山城委員：

ありがとうございます。それに向けていくと、目標値の考え方のところで、参考のところで、今こういう状況ですよ、全国の合格率はこうなんですけど、県はこうなんですというような感じの書き方があるんですけども、そこに向けての細かい策というんですかね。先ほど、そういう講座も持ったりしてますという話もありましたが、そういうところをしっかりとやっていかないと、多分、数値には厳しいんだろうなというふうに思われます。そこに関連するんですけど、4章かな。4章で、施策展開のところに、先ほど出ていた市町村への周知とか、関係団体への周知と、一般の方への周知等も含めて、そういうところが弱いのではないかとこのところが指摘されたのかなと思うんですけど、この部分、施策展開の部分との関連を図らないと、数値目標は多分上がらないんじゃないかなというふうに思われるんですね。私も、そうなんだ、こういうふうに県は頑張ってるんだ、推進協議会は頑張っているんだということが、今は分かったんですけど、これを分かる術を私の方が持ってなかったとう反省点ですけど、大体、一般の方は持っていないと思うので、この施策展開の中に、どういうふうに公募を周知していくかということ、入れ方は事務局の方で考えがあるかもしれませんが、それを入れないと、具体的な動きには繋がらないのかなというふうに思います。そうすると、先ほどの数値目標にもいかないんじゃないかなと思うので、その関連性をちょっと見えるようにした方が良いかなと思いました。

事務局（屋比久）：

はい、事務局から説明させていただきます。第4章の10ページにあります研修についての、市町村への周知であったり、一般県民向けの周知というところで周知不足による目標値の未達成の状況ではないかというお話だったかと思います。

こちらについてですが、手話通訳者になるまでのカリキュラムというのが、実は、市町村の手話奉仕員養成講座というものがあまして、そちらの手話奉仕員養成研修を受講された方が、県の手話通訳者養成研修事業を受講する、基本的にはそういった流れになっております。ですので、市町村となるべく連動できるような形で取り組んでいるところです。ですので、実は、手話通訳者養成研修の募集の人数自体は、定員には達している状況があります。ただ、どうしても試験の合格率のところが、県としては課題なのかなというふうに考えているところで、その合格率アップを目指して手話通訳者全国统一試験向けの講座を開催するというような取組を、少しでも多くの方が合格して、登録手話通訳者として活躍していただけるように、県としては、その部分の底上げというところに取り組んでいきたいなというふうに考えております。

山城委員：

何かできることがあれば、力になりたいと思います。

事務局（屋比久）：

ありがとうございます。ぜひ、ご協力いただきながら、また進めていきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。

本田会長：

ありがとうございました。

真栄城委員：

はい、親の会の真栄城です。ちょっと教えてください。県職員に対する手話の研修とありますが、これ第1期のほうでも平成30年から32年まで記載されております。30年から32年までの間の回数と人数とかはわかりますか。

事務局（屋比久）：

新採用研修の研修の一部をいただいて、平成30年度に県職員向けの手話研修を行っているところで、正確な人数は、すみません、把握しておりません。申し訳ありません。先ほど、少しご紹介しました、県職員で集まって手話について勉強を行う会というものをやったりしているんですけども、そちらは約10名程度、ご参加いただいています。今年度は、新型コロナウイルスの影響で、集まってということがなかなか難しいので、実施できていない状況があります。

真栄城委員：

今日、ちょうど那覇市の松元委員が出席されているので、那覇市の方では、以前、12年、14年頃だったか、翁長さんが市長時代に、「ハイサイ・ハイタイ運動」が始まって、今、全ての管理職は「ハイサイ」、「ハイタイ」で始まります。そうですね。というふうに、だいぶ浸透しているんですよ。そういう活動が、県の方でも取組できないのかなど。今、現にコロナ禍ですけども、県知事の会見で、通訳つきますね、普通に、当たり前。知事が横を通られる時に、「よろしくお願ひします」と手話を使って行くんですよ。そういうのがテレビの画面で写ってくる。そういう形で、県のトップの方々が、手話のあいさつをちょこっとやる、そういう小さな運動から初めてもいいのかなと思いました。

事務局（屋比久）：

ご意見ありがとうございます。前向きに、県の方でもそういった取組も含めて検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

本田会長：

石川委員、お願いします。

石川委員：

すみません。先ほどからあります、15ページの数値目標で、登録の通訳者数なんですけど、令和5年度113人とあるんですけど、あくまで、これ登録通訳者の数で、先ほど、手話を使う聴覚障害者が県に何名いるから、それを鑑みて数字を出したと言われましたが、実際にこの令和元年度86人が全員がきちっと派遣通訳活動をし

ているかというところと違うことは、県は理解しておられるのかなという。その理解した上での、令和5年度の113人という数字を出したのか、どうなのかなというところが気になるところです。登録者数は86名かもしれませんが、実際には、活動しているのは、この半分にももしかしたらいない。20名。30名はいないと思います。そういう数が、本当の数字なので、登録した数というのが、実際の活動している通訳者の数をきちんと県としても把握していただきたいなと思います。いわゆる、それだけの人が、たくさんになって、活動しているというのが、いつも私たち通訳団体としては通訳者の健康問題にも関わることなので、合格者が増えて、登録者も増えているけれども、実際に使える通訳といたらおかしいですけど、現場に派遣できる通訳者がどのくらいかというの、危機的なことだと感じています。合格させることも大事なんですが、その実際に聞こえない人のために活動できる数を、きちっとまた県としても把握していただきたいなと思います。お願いします。

事務局（屋比久）：

はい。今、石川委員からご意見ありましたように、やはり全員の方が、なかなか稼働できている状況ではないということは、県も把握してはおります。ただ、やはり十分な人数を確保していくためには、どうしてもまず人数を増やしていくというところも必要なのかなというふうに考えております。県としましては、日中活動をされる方が少ないということもお話伺っておりますので、そういったところですね、ぜひ活動できるように、現任研修のカリキュラムの組み方ですとか、例えば、経験年数別の何かカリキュラムを持った方が良いのかとか、実際に稼働できるようにどういったスタートを切れば活動しやすくなるのかとかというところは、また、沖聴協ですとか、情報センターの方とも意見交換しながら、活動数を増やしていくということも考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

本田会長：

真栄城委員、お願いします。

真栄城委員：

はい、親の会の真栄城です。別の質問になるんですけど、ちょっとおおざっぱに聞きます。県教育委員会との連携はどうなっていますか。

事務局（屋比久）：

県教育委員会との連携ですか。まずは、素案の9ページをご確認いただけますでしょうか。こちらの方で、パンフレットの配布ですとか、そういったところを記載しております。この中で、障害福祉課と教育庁の方で協力をして、各小中学校へパンフレットの配布等を行っております。

また、令和元年度は、先ほど少しご紹介しましたように、小学校へのキャラバンを実施しております。その協力小学校を選考するために、教育庁の方にもご協力をいただいて、イベントの方を実施している状況にあります。以上です。

真栄城委員：

はい、ありがとうございます。今日、県教育庁の方も見えてるんですけど、3ページのろう学校における在籍幼児・児童・生徒数ということで、数値が出ております。令和元年度、44人となっておりますけれども。実は、うちの子どもが在籍中、15年以上前の話ですけど、20年くらいになるんですけど、その時は100名近い子

どもたちが、ろう学校で学んでいました。現在は50人を切っている状況。段々、年々少なくなっていると。ただ、統計的にはある一定以上の子どもたちが、1,000人に1人生まれてきます。ということは、ある一定数の子どもたちがいるわけですね。その子どもたちが、ここには出てない。じゃあ、どこにいるのかというと、地域の特別支援学級に、多くの子どもたちが行っています。その、地域の支援学校に行っている子どもたちに対して、手話、先生方がどのくらい使えるのか。ほぼ今は使えてないのかなと思っております。手話に関してはですけども、ろう学校の先生に関しても、ほぼ使えてないのかなと思います。手話が使えるイコール教育ができるというのは、全然別物になるので。学習言語の手話、生活言語の手話で全然違ってきます。それを、その専門性を知った先生方も今少なくなっている。僕らの子どもたち、親の会は、地域に行っている子どもたち、結構多いので、その子どもたちが、どういうふうな情報保障を得られているのか。いつも相談があります。先生方を教育するという、そういう視点も必要ではないのかなと思います。以上です。

本田会長：

石川城委員、お願いします。

石川委員：

すみません。ろう学校に勤めている立場で話をしますが、なかなか赴任して、手話を覚えて、授業すると、とても苦しみながら先生方もやっています。前からずっとこの会でも言っているんですが、赴任する前に、先生方が手話を学べる場を、ぜひ作ってほしいなと思います。そこで学んだ人から、ろう学校にいつでも行けるよとか、もしくは、小中学校の難聴学級の担当も、手話の学習を受けている先生が配置できるんじゃないかとかということところにも繋がるので。来て、苦しんでいる先生方を見ると、本当に大変。一番困っているのは子どもたちなので、ろう学校に配置される前に、先生方が手話を学べる場を作っていただきたいというのは、切に願うところです。

本田会長：

これに対して、事務局、何かありますか。

事務局（県立学校教育課）：

県立学校教育課の我如古と申します。先ほど、お話がありました。ろう学校の方にはですね、9ページの②の方とも関連しますが、聴覚障害児等については、特に手話だけの時間を設けてというわけではなく、授業の中で手話を介して指導している状況にありますが、保護者に対しては、毎月ですね、年間10回程度になりますが、定期的に保護者研修会ということで設けてはいるんですけども、課題としては、参加者が少ないということ、参加されている保護者は、割と低学年までの参加。幼稚部の保護者がメインというふうになっています。こういった中で、保護者に対しての手話を学習する機会ということで、例えば、どの時間帯だったら保護者のみなさんが参加することができるのか、ということも含めてですね、今後検討していきたいと思っています。

それから、13ページの先ほどお話しにもありました、沖縄ろう学校教職員の手話に関する技術の向上に努めるということなんですけれども、令和元年度は、月1回、年間8回実施しております。今年ですね、12回を計画していたんですけども、新型コロナウイルス感染拡大の状況でですね、実施できなかった月もありま

すけれども、10回は実施していきたいというふうに考えております。赴任されたばかりの先生方も、本当に必死に手話を学ぼうと頑張っておりますし、また、慣れてきた先生もですね、手話検定を目指して頑張っております。先ほど、ご指摘もありました、ろう学校に来てから学ぶということではなくて、それ以前に手話を学ぶ機会ということをしていくためにはですね、センターの方とも連携を取りながら、教員みなさんに手話を学んでいただく機会を設けていきたいと思っております。

あと、地域の学校の特別支援学級ですね、難聴の特別支援学級の先生方の専門性の向上というところにも努めてまいりたいと思います。以上です。

本田会長：

会長です。今まで、色々意見交換いただきました。手話通訳ですね、これからの登録に関する関係性などもありました。また、教育に関する、保護者に対する背景ですとか、地域の学校に対する背景とかというのも今後どうしていくのかという話もあったかと思えます。これに関して、まだご意見ある方、いらっしゃいますか。

北村委員：

はい、北村です。4年前ですかね、これ。前回同様の、結局、数値目標というところと変わらずなっていました。中身というところも、大幅に何か変更があるわけではないというところで、はっきり申し上げます。達成できると思っておりますか。

事務局（屋比久）：

少しずつではありますが、計画の大きな大枠というところには変更はないんですけれども、中身の取組については、少しずつ取組を改善している状況ではあります。ですので、目標に向けて、今取り組んでいる状況ではありますし、特に、手話通訳者の養成については、コース数も増やしながら、少しずつ効果も見えてきているのかなと考えておりますので、目標達成に向けての実現性というところでは、センターと協力しながら改善がまだまだ必要だとは思っていますが、令和5年度の目標達成に向けて取り組んでいきたいなというふうに考えております。

北村委員：

失礼を承知で申し上げますが、県の事業としても、新任研修に手話っていうものが入ってます、具体的な数値が分かりませんというところが、もう県の位置づけがそこなのかなと思って、ちょっとさっきショックを受けたんですが、やっぱりこの手話推進協議会というの、今年入ってももちろん初めてですが、まあ久しぶりなもの。前からやっぱり、ちょっと形だけのものになってきてるかなというところがすごく大きかったの、先ほど情報格差とありましたが、委員なのになにも知らないという状況が、本当にずっとここ何年もあって、県としての取組、ここで新しい素案が出されましたといっても、変わらないのかなと思ってます。僕、冒頭で申し上げました、当事者がやはりどこまで実感できるのかが一番かなと思います。その当事者には、大人の方もいますし、先ほどから申し上げますけど、未来の担い手の子どもたちもいます。そこに付随して保護者もいます。というところでは、もう少し歩み寄って具体的な内容を考えて進めていけたらなと思ってます。これはお願いです。よろしく申し上げます。

本田会長：

厳しい意見がありましたけれども、事務局として、何かご意見とかありますか。

事務局（宮里課長）：

はい。貴重なご意見ありがとうございます。今回、久しぶりに協議会が開催されたということで、毎年1回ずつ程度やってきたかなと思うんですけど、去年度から新型コロナで開催できなかったということで、状況の報告ができなかったことは、申し訳なく思っております。

今回、計画を新たに作らないといけないということになって、我々、一生懸命ですね、なるべく実現可能な計画、前回の目標を達成しておりませんが、正直言って、かなりハードルの高い目標を掲げていたのかなと思っております。今回の計画は、現状維持の数字にはなりますが、この113名についても、かなりハードルの高い数字ではないかと思っております。合格率も倍にしないといけないということで、我々としては、なるべく通訳者の方を増やしてですね、手話を使っていたいただいている皆様が、いつでもどこでも、外に出られる、活動できる、そういった状態に近づけていきたいという思いですね、一生懸命達成したいと思っておりますので、引き続きですね、ご理解と、達成に向けてのご協力をぜひお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

本田会長：

よろしいでしょうか。

山城委員：

山城です。キャラバンを、令和元年度行っていますよね。3箇所ということなんですけれども、これキャラバンの終わった後の成果というんですかね、手応えというか、そういうのはありますか。

事務局（屋比久）：

事務局から回答いたします。まず、手話ソングのダンスの練習にも、少し期間を使ったということと、キャラバン当日のイベント、またステージイベントまで期間があったということもあって、長く、そういった手話ソングを使っていたことで、子どもたちにも興味を持ってもらえた、喜んでもらえた、というこえはいただいております。

手話ソングの中に、あいさつの言葉だったりということも含まれているので、子どもたちの中で、使ってみたりということもあったという声はいただいております。

山城委員：

第2期の中にも、それは入れていきますか。予定としては。

事務局（屋比久）：

計画の普及の企画イベントの中で、今後も継続したいと考えております。

山城委員：

小学校では、学習発表会、今年はできていないところも多いとは思いますが、コロナ対策で。ほとんどの学校で、学習発表会、そういう中とか、総合的な学習をした中で、福祉の学習をする学校もいくつかあります。その中で、手話ソングというんですかね、というのを披露したりというのをするんですね。今まで経験した学校では、ほとんどの学校で4年生がそういうの入れています。関わっています。子どもたちは、とても興味を持ってやるんですよ。ですから、こういう機会を増やす

というのも一つ手だなというふうに思いましたし、キャラバンは子ども対象のみではなくて、親子で参加できるとか、キャラバンをもっと工夫というんですかね、できるといいのかなど。こういうのやっているよねというのを、目玉になるくらいになると、みんなが知っていく、周知をしなくても、あれねこないだ面白かったねというような感じで、子どもたちも、また行こうというふうになるのかなと思いました。

それと、もう一つは、この検定というのは何歳から受けられるんですか。

石川委員：

検定は小学生からでも受けられます。受けている子もいます、実際に。

山城委員：

受けているけど、私たちは分からないんだと思うんですけど、何名くらい受けているんですか。

石川委員：

5級か1級まであるんですけど、下の級の方が、5級、4級の方が人数が多いですね。80名とか70名とか。2級、1級になってくると、10名くらいですかね。その、下の5級、4級あたりに小学生とかも受けていると思います。

山城委員：

このあたりの子たちは、段々大きくなってくると、この113名になる可能性がありますか。

石川委員：

もしかして、聞こえない人と関わりを持たば。手話を学んでも、聞こえない人と関わりを持たないと、通訳になるとか、繋がらないと思います。言語なので、忘れちゃうし。使うことで、磨かれてきて。一番の魅力は、聞こえない人と関われるってところが魅力なので、その魅力を分かれば、ずっと一生、やっていってもらえるのかなと思います。

山城委員：

そうですね。今、広報することも大事だと思うんですけど、こういう、関わりたい、通訳に行きたいって子どもを育てることも大事かなと思うので、まずキャラバンを親子でやりながら、子どもたちへも周知を広めて、こういうことを、また、私たちは、総合的な学習で、手話も勉強している訳ですから、そこを、検定で試してみようということも、学校はできるなというふうに思ったので、もうちょっと取組を工夫できるかなというふうに思いました。はい、以上です。

事務局（屋比久）：

ご意見ありがとうございます。そういった形で、小学生の興味というのをどんどん持ってもらって、学習とかの中でも、もしこういったことをやっていただけるといのであれば、連携させてですね、キャラバンに参加していただいたり、披露する場として、キャラバンのステージがあったりということがあると、一つの目標として活用していただけるのかなと思いますので、そういった取組も検討していきたいと思います。ありがとうございます。

事務局（屋比久）：

事務局から、一つよろしいですか。今のご意見に関連してですね、追加資料で配付しております、安里委員から提出いただいた資料をご確認いただけますでしょうか。関連した話題が出ましたので、紹介させていただきたいと思います。安里委員、本日ご欠席ということではあるんですが、一番下の提案1のところですね、学校教育、特別活動、道徳科の中の人権教育などで手話の普及が図れないか、また、県や市町村で手話スピーチコンテスト、うちなーぐち、英語のスピーチコンテストのように開催ができないかということでお話がありました。実は、鳥取県でも「手話パフォーマンスコンテスト」というものを実施している状況がありまして、そういったものを、県、市町村でもできないかということで、ご提案いただいております。学校教育の中で、実際にされているという学校もあるというところですので、必ずこれをしてくださいということではなくても、教育庁の方と連携しながら、こういった取組を促す形ができないかということ、検討していきたいと考えております。

また、スピーチコンテストとなると、少し指導の課題とかというのにも出てくるのかなと思いますので、まずはキャラバンのステージイベントだったり、取り組みやすいところから、進めて行けたらと思っております。以上になります。

事務局（県立学校教育課）：

県立学校教育課の我如古です。安里委員の提出資料に補足させてください。一番下の方にあります「手話パフォーマンス甲子園」の件なんですが、こちら鳥取県が主催しております、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」です。実は、沖縄県からは毎年出場しております、県立真和志高等学校がですね、平成30年度と、それから令和元年度に優勝しております。そして、今年度はですね、コロナ対策ということで、ビデオ審査だったようなんですが、第3位となっております。開催されてからずっとですね、真和志高校は出場していて、良い成績を残しておりますので、ぜひネット上にはビデオとかもあるようですので、ご覧になってください。以上です。

野原委員：

沖聴協会長、野原です。先ほどのお話の続きで、小中学生の手話を学ぶんですけど、それを発表する場所がないということですが、県の総合文化祭みたいなところで、舞台を作っただけであれば、発表する場というか、目標にもなるのではないかなと思います。そのあたりも、ぜひご検討ください。

事務局（県立学校教育課）：

総合文化祭は、中学校の部、高校の部があるかと思いますが、そちらの事務局の方にもお伝えしておきます。以上です。

本田会長：

今までの話の中で、手話に興味を持つために、どういう方法で広めていくのか、工夫が必要だという意見がありました。どうもありがとうございます。真栄城委員、どうぞ。

真栄城委員：

親の会の真栄城です。かなり議論されましたけれども、僕が言ったことを忘れないでください。先ほどから、小中高生への指導ですね、パフォーマンスもそうですけど、スピーチコンテストも全国であるんですけども。親の会の立場として、先生方への指導も絶対忘れないでほしい。これがなくては、教育できないということ、みなさんに知ってほしいです。以上です。

事務局(屋比久) :

ご意見ありがとうございます。そちらについても、県の方で検討させていただきたいと思います。

本田会長 :

よろしいでしょうか。沖縄県手話推進計画の第2期に対して、ご意見よろしいでしょうか。色々、県の方にご意見出しています。今後、取り組んでいただいて、沖縄県とともに、私たちの方も色々協力していきたいと思います。来年度の2月に、県民に対してパブリックコメントを募集する予定になっています。そのパブリックコメントを集めた上で、協議会で、意見を出し合って、みなさんと協議をしていきたいと思います。今後、2月の協議会がまた実施されることは、みなさんの方も留めていただきたいと思います。他に意見がなければ、そろそろ協議会の方を閉めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松元委員 :

どうも、那覇市の松元です。色々ご意見もいただいて、今回は、県の計画というところですが、県だけじゃなくて、自治体、市町村も協力しながら、進めていきたいなと思っております。先ほどから、情報の提供のあり方みたいなどころがあるんですが、那覇市でもですね、本当にささやかではあるんですけども。毎月、庁内放送でですね、そういう県の計画7ページに手話推進の日、毎月第3水曜日ですか。その意義とかですね、その辺を庁内放送で、午前と午後、2回ですね、那覇市の方では取り組んでいるところです。

それと、那覇市も15万世帯に市民の友という広報誌を全世帯に配布しております。それも有効に活用していただけるのかなと、それはもれなく配布しますのでね、そこに、原稿の締切もあるんですが、イベントとかその辺がもしあるのであれば、そういう情報も提供していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本田会長 :

今のことについて、何か事務局からありますか。

事務局(屋比久) :

今、那覇市で取り組んでいただいている状況ということで、認識しております。その他、また市町村ごとのですね、取組とかというのをも促進していけたらなと思っております。

いくつかの市町村では、市町村の職員への聴覚障害者への対応に対する認識を高めるために、勉強会として県のパンフレットとかをご活用いただいたりということもあります。ご希望のあった市町村に対しては、在庫に限りはあるんですけども、今、配布しているようなパンフレットとかというのをお配りしてですね、ご活用いただいている状況があります。市町村独自で取り組んでいただいていることに

関しても、県として支援していけるところは、支援していったりですとか、また、市町村の取組というのを紹介しながら、普及に努めていけたらと考えております。以上です。

本田会長：

先ほど、津島委員の方で意見があったかと、挙手があったかと思うんですが、いかがですか。

津島委員：

宜野湾市の津島です。今、色々お話を伺っておりました。先ほどからの目標なんですけれども、通訳者の登録者数の人数の目標値があるんですけれども、それを受けるには、まず市町村で行っている奉仕員研修を行った方を対象としているとありました。宜野湾市でも、2年のプログラムを組んで、行っているところがございます。人数の方は、かなり好評で、たくさん受けられて、門戸を開くためにですね、興味がある方でも受け入れている状況がございます。その中で、ちょっと問題点ということでもあって、やはりスキルの差が、市町村によってかなりあるのではないかなということを感じております。できましたら、県も奉仕員研修を受けた人該当ということであればですね、奉仕員向けにですね、者の研修を受ける前に、広く何か研修とかしていただくことができないか、考えていただけたら助かります。

コロナ禍ということで、今回、今年WEBで研修ということで、今まではスクール形式だったんですけれども、WEB研修ということで、今回、募集をかけてスタートしているところがございます。(※会議終了後、津島委員より、WEB研修は別の研修であったとの訂正の報告がありました)その辺も含めて、コロナも今後続いていくのかなと思われまますので、そういう研修のあり方も、一つ考えていただけたら、できる時に気軽に受けれるWEB活用、県の方で主催していただければもっと広がるのではないかなと、またスキルもどんどんスキルアップしていくのかなと、というところがございますので、また、宜野湾市としても、市町村としても、県の目標達成にどうか私たちも力添えできたらと思っております。県の方からも力添えいただきたいなと思っておりますので、周知も含めてですね、協力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本田会長：

何かありますか。

事務局（屋比久）：

はい、事務局です。奉仕員養成研修から、手話通訳者への繋ぎの部分で、レベルに差があるということは課題になっていると伺っております。手話通訳者になって、通訳として活動されるためには、やはり一定のスキルというのは重要になってくるかなと思いますし、手話通訳者の養成研修の中で、あまりに大きくレベルに差がありすぎると、なかなか進み具合ですとか、そういったところに影響が出ると思しますので、そのあたりの工夫ですとか、というのは、情報センターの方とも協力して検討していきたいなというふうに考えております。市町村に対しての開講の周知とかというのもですね、今後も取り組んでまいりたいなと思います。

WEB開催についてですね。県の方でも、どうしてもコロナの影響があったので、一部WEBで実施しているものもあります。スキルアップ研修ですとか、現任研修ですとか、そういった質の向上のための研修についても、例えば、WEB開催にす

ることによって、少し定員を増やせたりするのか、また、色々な方々か参加しやすくなるのか、というところもあるので、一つ研修の方法として、検討していきたいなと思っているところです。ご意見ありがとうございます。

本田会長：

よろしいでしょうか。津島委員、よろしいでしょうか。先ほど、閉じようと思ったんですが、改めまして、協議会を閉じたいと思います。

事務局（屋比久）：

すみません。事務局からもう1点よろしいでしょうか。実は、今日欠席の島村委員からもご意見を伺っておりますので、ご紹介させていただきたいと思います。島村委員の方からですね、手話の普及のためには、手話がもっと使われるべき場所と、これを拡大していく必要があるのではないかとということですね、災害時の避難所について、手話通訳者の配置、災害時の避難所への配置ですとか、そういったところも、計画に盛り込んでどうか、合理的配慮の一つとして手話が使われる場の普及にも繋がってくるのではないかとということで、ご意見いただいたところです。

県としましては、本計画の位置づけというのが、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本方針などについて定めるものとしておりますので、生活レベルの普及啓発の取組については、今、行っている施策の中で、実施に努めてまいりたいと考えております。災害時の聴覚障害者支援についてですが、改正災害対策基本法に基づいて、平成25年8月に内閣府、防災担当より示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、各市町村において、地域防災計画の策定や、避難行動要支援者名簿の作成等に取り組むこととされております。ですので、各市町村において、指針を参考に策定された計画等に基づいて、聴覚障害者を含めた避難行動要支援者の支援の取組が進められていくものと考えております。以上になります。

本田会長：

以上でよろしいでしょうか。

真栄城委員：

すみません、ちょっと気になったので。今言った、災害支援の話と、整備の方でも遠隔手話サービスの運営とありますけれども、大規模災害が発生したときに、沖縄県全域が被災しますので、通信網は全てストップになります。その時に、遠隔手話サービスというのが本当に可能なのかという、これに変わる、代替する手段はないのかというの踏まえて、検討させていただければいいのかなというふうに思っております。

事務局（屋比久）：

ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、確かに、通信網自体が活用できないと、遠隔手話サービスということを実施自体が難しい状況になりますので、そのあたりの対応については、県としてもどういった取組が可能なのか、検討してまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

石川委員：

すみません。この遠隔手話サービスについてですが、どのくらいを計画しているのかなど。どこの市町村に、遠隔手話サービスを進めているかとか、県内全ての市町村なのか、離島だけなのか、というところは、どんなふうに進める予定なのかということが、具体的に分かっていたら教えていただきたいです。

事務局（屋比久）：

今、システムを稼働、運営したばかりではあるんですけども、予定としましては、まずはやはり手話通訳者の派遣が難しい離島地域への普及、また、県内全域に対してもですね、例えば、移動の時間も登録手話通訳者は拘束時間に含まれますので、移動時間を含めた時間は確保できないけれども、手話通訳に必要な時間だけは確保できるという場合には、ご自分でお持ちのパソコンから遠隔手話に対応することもできるシステムになっているので、そういった活動の幅も広がるかなと思っております。ですので、手話通訳者の派遣対応ができる方が見つからない場合に、この時間であれば大丈夫ですよという方も探しやすくなるのかなと考えているので、どの市町村でも、ご活用いただける形になればいいかなと思ってます。ただ、そういったところを稼働させるためには、手話通訳者の方々も遠隔手話に慣れていただいたりですとか、ということも必要になってくるのではないかと、センターからご意見いただいているところですので、すぐに市町村全域の導入、どんどん広がっていくということではなくて、センターのご意見も伺いながら、少しずつ遠隔手話を利用する市町村を増やしていけたらと考えています。

石川委員：

今の話から、私がイメージしてたのは、設置通訳者が役所において、設置通訳者が移動せずに通訳するというイメージだったんですね。それなら、パソコンだったり、通信料というのは、役所の予算でいくんですけど、通訳個人が、自分の家から自分のパソコンでとか、iPadだったり、それを使って遠隔通訳するというとなると、その辺またお金はどうするのかとか、色んなふうに思ってるんですけど、どっから始めるんだろうという疑問があるんですけど。

事務局（屋比久）：

そうですね。体制としては、まず、情報センターの方に遠隔手話サービスシステムを導入し、今後、運営もお願いしたいと思っております。その中で、派遣の方法ですとか、派遣の依頼の方法ですとか、というところは、情報センターの方に内部の要綱とかをまとめていただいている段階になります。料金の問題ですとか、通信量とかというのでも検討しているところになりますので、そういったところもまとめましたら、市町村を含めて周知をしていきたいというふうに考えています。

石川委員：

すみません。お金のことだったり、人のことばかりで申し訳ないんですが、多分、今、情報センターも色々職員抱えているのがいっぱい、たくさんあって、それでまたここで遠隔手話サービスが始まる、担うとなったら、大丈夫なんだろうかと、いうところで、であれば、県としては、その専用の人と予算も考えて計画していると考えてよろしいでしょうか。

事務局（屋比久）：

人というのは、遠隔手話サービスに対応する専属の方ということでしょうか。

石川委員：

専属の方というか、今いる人、職員だけでは大変じゃないかなと予想されるので、そこも含めて考えていただきたいというふうに思います。

事務局（屋比久）：

センターだけで、この遠隔手話を対応するというのではなくて、登録手話通訳者全体含めて、遠隔手話に対応していけるような形を考えているところです。ですので、センターの負担というのはあると思うので、その負担軽減もしつつ、今いる登録手話通訳者の一つの活動を広げるという意味でも、遠隔手話というのは一つの重要なツールになってくると思いますので、そういったところも含めて、検討していきたいなと思っております。ありがとうございます。

石川委員：

本格的に進めるのはいつ頃からになりそうですか。令和3年度から考えているということでもいいんですかね。

事務局（屋比久）：

今、現時点ではですね、コロナウイルス感染症の感染疑いのある方に関しては、遠隔手話で対応するというところでスタートしています。一方で、市町村が実施する、市町村が利用する場合の遠隔手話というのは、ちょっと今どういった体制が良いのかという、先ほども少し説明させていただいたところなんですけれども、もう少し詰めていく必要があるので、スタート明確にはできないんですけど、センターと進めていくところではあります。

石川委員：

ありがとうございます。

本田会長：

よろしいでしょうか。閉会をしようと思いましたが、意見がたくさん出てきました。ありがとうございました。他にもまだ足りないところもあるかと思いますが、今日は、これを持ちまして、協議会を閉会したいと思います。皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。事務局の皆様、手話通訳者の皆様、要約筆記者の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。では、あとは司会の方に戻したいと思います。

事務局（小渡班長）：

皆様、本日は活発にご意見を交わしていただきまして、どうもありがとうございます。また、次回協議会の開催につきましては、改めて事務局の方で案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上をもちまして、本日の日程を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上